

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、環境負荷の削減やエネルギー自給率向上の観点から導入の拡大が必要とされ、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）の施行以降、全国各地で導入が進みました。

しかしながら、一部の地域においては、事業者と住民の間でトラブルに発展するなど、これから建設の予定されている地域住民の不安は増すばかりとなっており、太陽光発電の普及には慎重な対応が望まれます。

以上のことから、地域住民の不安や懸念を払拭し、地域と良好な関係のもと、適切に太陽光発電が導入されますよう、下記事項について強く要請いたします。

記

- 1 太陽光発電が防災、環境、景観等の観点を踏まえて適切に設置されるとともに、一定規模以上の設備については、事業者が地域住民や地元自治体と十分に協議をした上で設置されるよう、必要な措置を講じること。
- 2 土砂災害警戒区域など危険区域への設置を禁止するよう法に明記すること。
- 3 太陽光発電事業が終了した場合や事業者が経営破綻した場合、また災害発生時における太陽光発電設備の撤去及び処分が適切かつ確実に行われるような仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年12月16日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣